

## お詫びとお知らせ

平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

弊社は不当景品類及び不当表示防止法（以下、法と言います。）第7条第1項の規定に基づく消費者庁の措置命令（平成29年3月3日付）に従い、一般消費者の誤認を排除するため、次の通り周知いたします。

弊社は「ビガークライト EX」と称する清涼飲料水（以下、本件商品）を一般消費者に販売するにあたり、平成27年7月20日から同年11月15日までの間、弊社が運営するウェブサイトにおいて、「水素水でダイエット効果もある！？」「水素水ってダイエット効果があるんですか？」「あります。水素はエネルギー生成の役割をするミトコンドリアの働きを活性化してくれます。」「結果的に代謝が上がり、脂肪が燃焼しやすく・太りにくい身体へ変わることができます。」「1年で25kg痩せたんですか！？」「すごいですよね。ただし、水素水を飲み続けることが大切なことです。」等と記載することにより、あたかも、本件商品を摂取するだけで、特段の運動や食事制限をすることなく、著しい痩身効果が得られるかのように表示しておりました。

かかる表示は、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際の物よりも著しく優良であると示すものであり、法に違反するものでした。

本件により、お客様をはじめ、関係各位に多大なご迷惑をおかけいたしましたこと、深くお詫び申し上げます。

弊社は、今回の措置命令を真摯に受け止め、再発防止のための管理体制の一層の強化に努める所存でございます。何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

平成29年10月4日

株式会社マハロ 代表取締役 渡邊裕司